

相 談 事 例

ID：03-01-015

相談タイトル

借りている賃貸住宅の駐車場について

Q：ご相談内容

駐車場込みの賃料で賃貸借契約をしているアパート。現在割り当てられている駐車場のスペースでは、買い換えた車（ファミリーカーサイズ）がはみ出してしまう。大家さんの駐車スペース（アパートの正面にある）が常に空いているので、貸してほしいと申し出たところ、了解してもらえない。公的な機関で大家さんに話をしてくれるところはないか聞きたい。

A：回答

住まいの相談センターを含め、公的な機関で賃貸人（大家さん）に話をしてくれる機関はないものと思います。
賃貸借契約書の中で駐車スペースも決めていると思いますので、変更については管理会社である不動産業者と協議が必要と考えます。
他の入居者の方も狭い駐車スペースを割り当てられ不自由に思っていることも考えられますので、大家さんの駐車スペースが空いているので、その場所を相談者の方の駐車スペースに振り替えるという単純な形での処理は難しいのではと思います。
相談内容によってと思いますが、消費者問題と捉えると消費生活センターで、対応してくれるケースもありますので確認してみてください。